

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)第5条第3項の規定に準じて、東紀州広域ごみ処理施設整備・運営事業の実施方針を次のとおり公表する。

令和5年11月21日

東紀州環境施設組合管理者 加藤 千速

1 実施方針 別添のとおり